

## 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

## 1. 事業の必要性、概要

- 本年3月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案において、キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度を創設することとされ、新成長戦略(6月閣議決定)の工程表においても、2011年度に実施すべき事項として位置づけられたところ。
- 諸外国では、EU、ニュージーランドにおいて既に実施されている他、米国、オーストラリア等においても実施に向けた検討が行われている。
- このため、次期通常国会への関連法案提出に向け、キャップ&トレードの本格導入のための詳細な制度設計等を加速するとともに、電子システムの構築等、制度の運用に必要なインフラ整備を行う。

## 2. 事業計画(業務内容)

- 自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の成果等も踏まえ、キャップ&トレードの制度設計の詳細検討を行うとともに、諸外国との連携や海外への情報発信等を行う。
- JVETSにおける参加者等の排出量の第三者検証を実施するとともに、検証方法の効率化や検証機関の能力向上、検証人の人材育成等を図り、キャップ&トレード導入に備えた第三者検証体制を構築する。
- 温暖化対策診断等のソフト支援策により、排出削減ポテンシャルの徹底的な掘り起こしを行うとともに、キャップ&トレードにおけるベンチマーク設定等に必要データの蓄積を図る。
- 排出枠・排出量・制度対象事業者に関する情報(所在地、敷地境界等)を一元的に統合管理できる電子システムを構築する。
- JVETS運営のため、本事業の一部として「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」を実施。(100百万円×24件、補助率1/3)

## 3. 施策の効果

- キャップ&トレード方式の国内排出量取引制度の創設、円滑な運用。
- 排出量にキャップを設定して総量削減を担保するとともに、炭素の価格付けを通じて経済効率的に排出削減を促進し、中長期目標を実現。

# 国内排出量取引推進事業

## 事業の必要性

- ✓ 地球温暖化対策基本法案（本年3月閣議決定）においてキャップ&トレード方式による国内排出量取引制度を創設することとされ、新成長戦略（本年6月閣議決定）の工程表において2011年度に実施すべき事項として位置づけられた。
- ✓ 国際的にもキャップ&トレードの実施・検討が進んでおり、中長期的な排出削減対策の柱となっている。

次期通常国会への法案提出に向け、具体的な制度設計と制度運用に必要なインフラ整備が急務。

## 国内排出量取引推進事業の展開

### 【1．キャップ&トレードの制度設計の詳細検討及び海外への情報発信】

- ・ 自主参加型国内排出量取引制度（J V E T S）の成果等も踏まえ、制度設計の詳細な検討
- ・ 諸外国との連携や海外への情報発信

### 【2．キャップ&トレード導入に備えた第三者検証体制の構築】

- ・ J V E T Sにおける第三者検証支援等を通じた検証方法の効率化や検証機関能力向上・検証人の育成

### 【3．削減ポテンシャルの徹底的な掘り起こしとベンチマーク設定等に必要データの蓄積】

- ・ 工場・事業場における排出削減のアドバイスを行う「温暖化対策診断」等のソフト支援を実施

### 【4．統合管理システム（電子システム）の構築】

- ・ 排出枠・排出量・対象事業者に関する情報（所在地、敷地境界等）を一元的に管理するシステムを構築

### 【5．J V E T Sの運用】

- ・ 排出削減設備の導入支援

## キャップ&トレード方式の国内排出量取引制度の創設、円滑な運用

排出量にキャップを設定することで総量管理を担保するとともに、炭素の価格付けを通じて経済効率的に排出削減を促進し、我が国の中長期目標を実現。